

目的・ねらい

- (1)災害時の高齢者(要支援・要介護者)等の安否確認の迅速化・医療情報等の把握
- (2)災害時の医療機関・介護保険施設等の現状把握・復旧状況・受入状況等の情報共有
- (3)在宅医療での医師・看護師・介護支援専門員・介護保険事業所職員等の情報共有
- (4)入院医療機関と在宅医療の医師・介護支援専門員・介護保険事業所等の情報共有

内容

茨城県医師会が導入を推奨及び支援している在宅医療・介護連携支援システム「電子@連絡帳」にある「災害時機能」と「情報連携機能」を使用し以下を実施する。

- ①災害時機能では、災害時、医療機関や介護保険事業所は施設やその周囲の状況を写真や文書で報告し、受入可能な診療科やベッド数等も入力することで、システム登録者はその情報を同時に受け取ることが可能になる。また、市から提供したい情報も同様に発信が可能となる。
- ②介護保険制度を利用している者の安否確認に介護保険事業所や介護支援専門員の協力を得ることも可能となり、常に最新の要援護者台帳の一部として活用が期待できる。安否確認の必要な者だけをタブレット上の地図に表すことも可能となる。また、必要に応じて避難所から対象者の医療情報収集やケアプランの共有も可能となる。
- ③情報連携機能では、医療機関や介護保険事業所の最新の情報を登録者全体で共有が可能となる。
(予約外来の空き状況やショートステイの空きベッド数等)
- ④利用者個人の情報共有が可能となる。必要に応じてCTスキャン等の画像や写真も送付できる。医師や看護師だけでなく、介護支援専門員や介護保険事業所の職員も共有が可能となる。